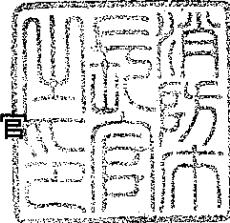


消防国第4号
平成18年1月31日

各都道府県知事 殿

消防庁長官



市町村国民保護モデル計画及び避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）並びに今後の国民保護に係る市町村への支援等の強化について（通知）

消防庁では、市町村における国民保護計画の作成を支援するため、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、別添のとおり市町村国民保護モデル計画及び避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（以下「市町村国民保護モデル計画等」という。）を作成しましたので通知します。

市町村国民保護モデル計画は、都道府県国民保護モデル計画と同様に、「地方公共団体における国民保護に関する懇談会（座長：石原信雄元内閣官房副長官、消防庁HP参考 <http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kokumin.html>）」において、議論をいただきながら、関係省庁と調整の上でとりまとめたものです。

市町村国民保護計画は、平成18年度中を目途に作成することをお願いしており、平成18年度から市町村における作成作業が本格化しますが、各都道府県においては、市町村国民保護モデル計画等を十分に御活用いただき、その支援に当たっていただきますようお願いします。

なお、市町村国民保護モデル計画等は、その性格上、法令、基本指針、都道府県国民保護モデル計画を踏まえた標準的なものとして作成しており、都道府県においては、各都道府県の地域特性等を踏まえて、柔軟に御活用いただくとともに、既に何らかの形で独自の「市町村国民保護モデル計画」を作成されている都道府県においても、新たな視点で有効に活用いただきますようお願いします。

また、今年度中に、都道府県においては、国民保護計画の作成を終えることとなりますのが、その努力に御礼申し上げるとともに、引き続き、市町村の国民保護計画作成への支援、住民に対する啓発、訓練の実施等について、下記の点に御留意いただき、積極的に取り組んでいただくようよろしくお願いします。

消防庁においては、消防大学校、市町村中央研修所などにおける研修や啓発用のパンフレットの作成・配布、地方公共団体と連携した国民保護訓練の実施

等を引き続き行うとともに、市町村における計画作成の支援等に、職員の派遣を含めて、積極的に協力することとしています。

おって、これらの趣旨について、貴都道府県内の市町村及び消防機関等に対しても周知していただくよう宜しくお願いします。

記

1 市町村の計画作成への支援

市町村の国民保護計画は、国民保護法や基本指針等のほか都道府県の国民保護計画に定められた「計画作成上の基準」に従い作成されることとされており、都道府県は各都道府県内の市町村が管内の地域的・社会的特性を踏まえた国民保護計画を作成できるよう市町村と十分に議論を行うなど連携して計画を作成することが重要です。

そのため、都道府県においては、市町村の担当職員との一定期間の集中的な勉強会の実施など、市町村の計画作成に十分な支援を行っていただきますようお願いします。

消防庁としても、かかる勉強会に職員を派遣する等、積極的に協力をていきたいと考えています。

2 住民に対する啓発

武力攻撃事態等における、各種措置の実施に当たっては、国民保護に関する理解を深め、自主的な協力を得ることが不可欠です。都道府県におかれでは、市町村や関係機関と連携し、住民を交えた訓練やシンポジウムなどを実施し、住民に十分な理解を得られるような取組みを行うことが重要です。

消防庁としても、講演会への講師派遣や共同訓練の実施などを通じて、都道府県の取組みを積極的に支援していきたいと考えています。

3 訓練の実施

国民保護措置を円滑に実施するためには、今後、職員の参集体制の整備や役割分担の決定、関係機関との連絡体制の整備等と併せて、関係機関等と連携した訓練を実施することが必要となります。訓練の実施に当たっては、行政機関等が行う事務の円滑な実施や関係機関との連携のあり方を検証する図上訓練と、住民等とともに警報の伝達や避難誘導などを実施する実動訓練があります。都道府県においては、防災訓練との連携を図りつつ、積極的に訓練を実施していただきますようお願いします。

消防庁としても、都道府県が主催する国民保護訓練についても、積極的に協力をやっていきたいと考えております。